

武雄市新庁舎市民ホールデジタルサイネージシステム構築業務仕様書

1 目的

市民ホールデジタルサイネージシステム（以下「システム」という。）は、武雄市新庁舎の利用度及び満足度の向上を図り魅力的な新庁舎とするために導入するものである。

2 運用期間

平成 30 年 5 月から平成 36 年 3 月 31 日までとする。ただし、武雄市とシステム提供者間で合意したときは、期間を定めて延長することができる。

3 設置条件

① 設置場所

佐賀県武雄市武雄町大字昭和 12 番地 10 武雄市役所 1 階市民ホール

② 利用機器の基本仕様

55 インチタッチパネルナローベゼル 9 台

コンテンツ PC 1 台

その他必要機器

4 コンセプト

武雄市新庁舎の利用度及び満足度の向上を図り、魅力的な新庁舎とするための次のようなコンセプトに基づいてシステムを導入する。

- ① 武雄市の魅力を十分に伝えることができること。
- ② 見やすい、使いやすい、便利であること。
- ③ 利用者が性別年齢を問わず楽しめる又は満足できるものであること。
- ④ 安定運用（通常時及び緊急時それぞれについて）ができること。

5 委託内容

受託者は、市民ホールに設置するデジタルサイネージのコンテンツ制作・運用・情報の更新（ライセンス料・利用料を含む）を行うこと。

6 運用管理内容

(1) 運用時間

月曜日から金曜日（祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日を除く。）の 8 時 30 分～17 時までの間は稼働させることを基本とする。

(2) 提供コンテンツの管理・更新

提供するコンテンツの管理、運用方法、更新については提案事項とする。更新については、原則運用時間外に行うこと。

他事業者の外部コンテンツを利用する場合は、そのコンテンツの管理、運用方法について

提案書に記載すること。また、そのコンテンツに係る権利関係の調整、データ更新の頻度、方法等の調整は受託者にて実施すること。

(3) 運用管理体制

本システムの運用管理体制のイメージを示すこと。また、通常時及び障害時の連絡体制を明示すること。

保守時間については月曜日から金曜日の（祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）8時30分から17時00分までとする。

7 研修等の実施

- (1) 導入するシステムの操作マニュアルを作成するとともに、別途指定する日までに職員に対し、操作研修を実施すること。
- (2) 機器の使用方法等に関し、利用する職員等からの要請に応じ、適宜、電話や電子メール等により助言を行うこと。

8 その他

(1) 管理責任者の配置

システム運用に係る管理責任者を定め、業務の全般にわたり、業務管理を行うこと。

(2) 秘密の保持

システム提供者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 損害賠償

システム提供者が業務の実施に伴い、第三者に損害を及ぼしたときは、システム提供者がその損害を賠償しなければならない。

(4) 疑義

本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市とシステム提供者が協議して定める。また、システムの円滑な運用を図るため、協議後は記録簿を作成し、相互に確認すること。